駐屯地業務の細部に関する達

昭和 34 年 10 月 22 日
陸上自衛隊達第 51－３号

改正　昭和 35 年８月６日達第 20-32-１号　昭和 36 年３月 30 日達第 20-32-２号
昭和 36 年７月 18 日達第 20-32-３号　昭和 36 年９月 30 日達第 122-35 号
昭和 46 年２月 17 日達第 122-77 号　昭和 49 年４月 11 日達第 51-３-１号
昭和 49 年７月 25 日達第 51-３-２号　昭和 50 年７月 26 日達第 51-３-３号
昭和 50 年 11 月 29 日達第 51-３-４号　昭和 52 年 12 月 24 日達第 51-３-５号
昭和 53 年７月 14 日達第 51-３-６号　昭和 55 年３月 15 日達第 51-３-７号
昭和 56 年３月 18 日達第 51-３-８号　昭和 57 年４月 30 日達第 122-119 号
昭和 61 年４月 16 日達第 51-３-９号　昭和 63 年４月８日達第 122-126 号
平成２年９月 27 日達第 122-129 号　平成９年１月 17 日達第 51-３-10 号
平成 11 年３月 26 日達第 51-3-11 号　平成 12 年３月 27 日達第 51-３-12 号
平成 19 年１月９日達第 122-215 号　平成 19 年３月 27 日達第 51-３-13 号
平成 21 年２月３日達第 122-230 号　平成 22 年３月 25 日達第 51-３-14 号
平成 27 年３月 24 日達第 51-３-15 号　平成 31 年３月６日達第 51-3-16 号
令和４年３月 16 日達第 51-3-17 号

駐屯地業務の細部に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長　陸将　杉山　　茂

駐屯地業務の細部に関する達

第１章　通則

（目的）

第１条　この達は、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 44 号。以下「訓令」という。）第５条、第６条、第７条、第 21 条、第 26 条及び第 27 条の規定に基づき細部を規定することを目的とする。

（３月以内の期限を限って所在する駐屯地）

第２条　小規模でない部隊等が、演習訓練及びその他の業務のために、３月以内の期間を限り自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）別表第７に規定する駐屯地以外の駐屯地に所在する場合においては、努めて当該部隊等が所在していた駐屯地の分屯地に準じて業務を実施するものとする。ただし、所要の駐屯地業務については近傍にある駐屯地業務隊等の支援を受けることができる。

（師団長又は旅団長の駐屯地業務に対する監督）

第２条の２　訓令第５条第４項及び第５項に規定する業務の実施要領を定める場合、方面総監は、当該駐屯地の所在地を警備地区とする師団長又は旅団長（以下「師団長等」という。）に、駐屯地司令（方面総監部の所在地の駐屯地司令及び方面直轄部隊等の長たる駐屯地司令並びに防衛大臣直轄部隊等の長たる駐屯地司令を除く。）を監督させるものとする。

（市ヶ谷駐屯地司令の職務の特例）

第２条の３　市ヶ谷駐屯地司令は、訓令第５条第１項各号に定める事項に関しては陸上幕僚監部の規定に従いその職務を行うものとし、職務の執行に当たっては陸上幕僚監部監理部総務課長と調整の上行うものとする。

第２章　駐屯地幕僚

（駐屯地幕僚）

第３条 駐屯地司令は、次の各号に掲げる陸上自衛官をもって駐屯地幕僚に充てるものとする。

（１）駐屯地業務隊長

（２）駐屯地司令の所属する部隊等の副隊長、又はこれに準ずる者

（３）駐屯地司令の所属しない駐屯部隊等（第１号及び次号に掲げる部隊を除き、分屯地に所在する部隊等を含む。）の副隊長又はこれに準ずる幹部（該当する幹部のいない部隊にあっては隊長。以下同じ。）のうち、駐屯地司令が必要と認めた者

（４）駐屯地に所在する会計隊の長（方面会計隊本部にあっては、業務科長。以下同じ。）

（５）その他駐屯地司令が特に必要と認める陸上自衛官

（駐屯地幕僚の所掌事務）

第４条　駐屯地幕僚の所掌事務は、次項以下を基準とし、駐屯地の実情に応じて駐屯地司令が定める。

２　駐屯地司令の所属する部隊等の副隊長又はこれに準ずる者は、主として全般的な見地から、駐屯地司令を補佐する。

３　駐屯地司令の所属しない駐屯部隊等の副隊長又はこれに準ずる者は、主としてその所属する部隊等の見地から、駐屯地司令を補佐する。

４　駐屯地業務隊長は主として駐屯地業務の実施上の見地から、駐屯地司令を補佐する。

５　駐屯地に所在する会計隊の長は、主として会計及び経理の専門的見地から、駐屯地司令を補佐する。

（駐屯地業務隊又は会計隊を置かない駐屯地の駐屯地幕僚）

第５条　駐屯地業務隊を置かない駐屯地においては、駐屯地司令は、駐屯地業務等を担当する内部組織の長又はこれに準する者を駐屯地幕僚に充てることができる。

２　会計隊を置かない駐屯地においては、駐屯地司令は会計業務を担当する内部組織の長、又はこれに準ずる者を駐屯地幕僚に充てることができる。

第３章　駐屯地司令業務の実施に関する特例

第６条から第１２条まで　削除

（真駒内駐屯地の特例）

第 13 条　真駒内駐屯地業務隊長は、訓令第 10 条第 15 号に規定する業務については、自衛隊札幌病院長と調整し、同病院長の支援を受けて行うものとする。

（仙台駐屯地の特例）

第 14 条　仙台駐屯地業務隊長は、訓令第 10 条第 15 号に規定する業務については、自衛隊仙台病院長と調整し、同病院長の支援を受けて行うものとする。

第４章　駐屯地業務の実施に関する特例

（富士駐屯地の特例）

第 15 条　陸上自衛隊富士学校長は、訓令第 10 条第 15 号に規定する業務については、自衛隊富士病院長と調整し、同病院長の支援を受けて行うものとする。

（滝ケ原駐屯地の特例）

第 15 条の２　滝ケ原駐屯地業務隊は、訓令第 10 条第 10 号の業務のうち、弾薬類に関する業務は行わないものとし、当該業務は陸上自衛隊富士学校長が担当するものとする。

第５章　駐屯地における心得

（駐屯地業務隊長等の心得）

第 16 条　駐屯地業務隊長等は、その職務を行うに当たっては駐屯地部隊等の長の要望を考慮し、公正を旨とし、かつ、駐屯部隊等の長が適切な教育訓練等を行うことができるように努めなければならない。

２　駐屯地業務隊長等は、駐屯地業務の運営要領等に関する規定を定める場合は駐屯部隊等との調整を図るように心掛けなければならない。

（駐屯部隊等の長の心得）

第 17 条　駐屯部隊等の長は、駐屯地司令の職務とする事項に関する命令又は指示に服しなければならない。

２　駐屯部隊等の長は、駐屯地業務隊長等が定める諸規定等を守り、かつ、駐屯地業務の運営に進んで協力しなければならない。

３　駐屯部隊等の長は、駐屯地業務に関し、その指揮する部隊等の隊務統括上必要が生じた場合、若しくは駐屯地業務の実施に支障があると認められる教育訓練等を行う場合、又は特に処理を要する駐屯地業務が生じた場合等は速やかに駐屯地業務隊に連絡し、調整の緊密を図るとともに駐屯地司令に通報しなければならない。

（駐屯部隊等に属しない隊員の心得）

第 18 条　駐屯部隊等に属しない隊員で当該駐屯地に居住し又は所在する隊員は、駐屯

地司令の職務とする事項及び駐屯地業務に関しては駐屯地において定められた規定を遵守し、かつ駐屯地司令の命令又は指示に服しなければならない。

第６章　命令、指示及び報告等

（命令、指示及び報告類の送付）

第 19 条　方面総監は、駐屯地業務に関し駐屯地業務隊に命令又は指示を行った場合は、必要なものに限ってその写しを当該駐屯地に所在する駐屯部隊指揮系統にある師団長等及び当該駐屯地の駐屯地司令に送付するものとする。

２　駐屯地業務隊長等は、駐屯地業務に関し、方面総監に報告し又は所要の文書を送付する場合は、必要なものに限ってその写しを当該駐屯地の駐屯地司令及び当該駐屯地に所在する駐屯部隊の指揮系統にある師団長等に送付するものとする。

３　師団長等の隷下部隊長たる駐屯地司令は駐屯地業務の運営の状態に関し師団長等に適宜報告するものとする。

（達を定めたときの報告）

第 20 条　駐屯地司令が、駐屯地の警備等その職務とする事項に関して重要な達を定め、また、駐屯地業務隊長等が、施設の維持管理等駐屯地業務の運営要領等に関する重要な規定を定めた場合には、関係ある方面総監又は師団長等にその写し１部を添えて報告するものとする。

附　則

１　この達は、昭和 35 年１月 14 日から施行する。

２　駐屯地業務の細部に関する達（陸上自衛隊達第 20－５号）は、廃止する。

附　則（昭和 35 年８月６日陸上自衛隊達第 20－32－１号）

この達は、昭和 35 年８月 12 日から施行する。

附　則（昭和 36 年３月 30 日陸上自衛隊達第 20－32－２号）

この達は、昭和 36 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 36 年７月 18 日陸上自衛隊達第 20－32－３号）

この達は、昭和 36 年８月 17 日から施行する。

附　則（昭和 36 年９月 30 日陸上自衛隊達第 122－35 号）

１　この達は、昭和 37 年１月 18 日から施行する。

２　この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和 36 年法律第 126 号）附則第１項の指定日までの間は同法附則第２項前段の規定により、なお存続する管区隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規則はなおその効力を有する。

附　則（昭和 46 年２月 17 日陸上自衛隊達第 122－77 号）

１　この達は、昭和 46 年４月２日から施行する。〔ただし書略〕

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和 49 年４月 11 日陸上自衛隊達第 51－３－１号）
　この達は、昭和 49 年４月 11 日から施行する。
附　則（昭和 49 年７月 25 日陸上自衛隊達第 51－３－２号）
　この達は、昭和 49 年８月１日から施行する。
附　則（昭和 50 年７月 26 日陸上自衛隊達第 51－３－３号）
　この達は、昭和 50 年８月１日から施行する。
附　則（昭和 50 年 11 月 29 日陸上自衛隊達第 51－３－４号）
　この達は、昭和 50 年 12 月 16 日から施行する。
附　則（昭和 52 年 12 月 24 日陸上自衛隊達第 51－３－５号）
　この達は、昭和 53 年１月 30 日から施行する。
附　則（昭和 53 年７月 14 日陸上自衛隊達第 51－３－６号）
　この達は、昭和 53 年８月１日から施行する。
附　則（昭和 55 年３月 15 日陸上自衛隊達第 51－３－７号）
　この達は、昭和 55 年３月 25 日から施行する。
附　則（昭和 56 年３月 18 日陸上自衛隊達第 51－３－８号）
　この達は、昭和 56 年３月 25 日から施行する。
附　則（昭和 57 年４月 30 日陸上自衛隊達第 122－119 号）
１　この達は、昭和 52 年４月 30 日から施行する。
２　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附　則（昭和 61 年４月 16 日陸上自衛隊達第 51－３－９号）
　この達は、昭和 61 年５月１日から施行する。
附　則（昭和 63 年４月８日陸上自衛隊達第 122－126 号）
　この達は、昭和 63 年４月８日から施行する。
附　則（平成２年９月 27 日陸上自衛隊達第 122－129 号）
　この達は、平成２年 10 月１日から施行する。
附　則（平成９年１月 17 日陸上自衛隊達第 51－３－10 号）
　この達は、平成９年１月 20 日から施行する。
附　則（平成 11 年３月 26 日陸上自衛隊達第 51－３－11 号）
　この達は、平成 11 年３月 29 日から施行する。
附　則（平成 12 年３月 27 日陸上自衛隊達第 51－３－12 号）
１　この達は、平成 12 年３月 28 日から施行する。
２　この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の駐屯地の細部に関する達第２条の３（見出しを含む。）中「市ヶ谷駐屯地司令」とあるのは

「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地司令」と読み替えるものとする。

附　則（平成19年１月９日陸上自衛隊達第122－215号）

この達は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年３月27日陸上自衛隊達第51－３－13号）

この達は、平成19年３月28日から施行する。

附　則（平成21年２月３日陸上自衛隊達第122－230号）

この達は、平成21年２月３日から施行する。

附　則（平成22年３月25日陸上自衛隊達第51－３－14号）

この達は、平成22年３月26日から施行する。

附　則（平成27年３月24日陸上自衛隊達第51－３－15号）

この達は、平成27年３月26日から施行する。

附　則（平成31年３月６日陸上自衛隊達第51－３－16号）

この達は、平成31年３月26日から施行する。

附　則（令和４年３月16日陸上自衛隊達第51－３－17号）

この達は、令和４年３月17日から施行する。